

佐賀県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月二日から平成二十四年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字二本 谷籠三八七番地先から	佐賀市嘉瀬町大字十五字一本 黒木籠三四番三地先まで
	佐賀市嘉瀬町大字十五字二本 谷籠三八七番地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字一本 黒木籠三四番三地先まで	前
	後	変更前 の別
	幅員 メートル	延長 メートル
	一五・〇 三三・五	六三七・三
	一五・〇 三三・五	六三七・三